独立行政法人自動車事故対策機構介護料支給業務実施要領

平成１５年１０月１日
理事長達第３２号

改正　平成１８年　９月２８日　平成１８年理事長達（援護）第１５号
改正　平成１９年　３月２６日　平成１９年理事長達（援護）第８号
改正　平成２０年　３月１９日　平成２０年機構規程（総務）第５号
改正　平成２２年１２月２２日　平成２２年理事長達（援護）第２３号
改正　平成２６年　３月２０日　平成２６年理事長達（援護）第１号
改正　平成２７年　２月１７日　平成２７年理事長達（援護）第２９号
改正　平成２７年　３月３１日　平成２７年理事長達（援護）第１１号
改正　平成２７年　８月　６日　平成２７年理事長達（援護）第２０号
改正　平成２８年　３月２９日　平成２８年理事長達（援護）第１０号
改正　平成３１年　２月２２日　平成３１年理事長達（援護）第１２号
改正　令和　元年　６月２７日　令和　元年理事長達（援護）第３７号
改正　令和　２年　３月１９日　令和　２年理事長達（援護）第９号
改正　令和　３年　１月２７日　令和　３年理事長達（援護）第２号
改正　令和　３年　５月２７日　令和　３年理事長達（援護）第４５号
改正　令和　４年　２月２１日　令和　４年理事長達（援護）第２号
改正　令和　４年　３月　９日　令和　４年理事長達（援護）第５号
改正　令和　４年　３月１７日　令和　４年理事長達（援護）第１１号
改正　令和　５年　２月１３日　令和　５年理事長達（援護）第２号
改正　令和　６年　３月２５日　令和　６年理事長達（援護）第３１号
改正　令和　６年　４月１６日　令和　６年理事長達（援護）第３５号
改正　令和　８年　３月２６日　令和　８年理事長達（援護）第１７号

（趣旨）

第１条　この要領は、独立行政法人自動車事故対策機構法（平成１４年法律第１８３号。以下「機構法」という。）、独立行政法人自動車事故対策機構に関する省令（平成１５年国土交通省令第１０６号。以下「機構省令」という。）及び独立行政法人自動車事故対策機構業務方法書（平成１５年機構規程第１号。以下「業務方法書」という。）並びに独立行政法人自動車事故対策機構介護料支給業務実施規程（平成１５年機構規程第２３号。以下「規程」という。）の規定に基づき、介護料支給業務の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（申請関係書類）

第２条　規程第４条に規定する介護料受給資格認定申請書（以下「申請書」という。）に

添付する書類は、次のとおりとする。ただし、規程第４条第２項ただし書きにより、対象者等が次の各号に掲げる書類を添付することができない場合において、必要な事項が立証され得ると理事長が認める場合は、他の書類の添付により代えることができる。

(1) 後遺障害等級を証する書類の写しは、自動車損害賠償保障法（昭和３０年法律第９７号。以下「自賠法」という。）第１６条の４第２項に掲げる後遺障害の該当する等級が記載された書面（以下「後遺障害等級認定通知書」という。）の写し又は政府が発行する損害のてん補額の決定通知書（以下「てん補額の決定通知書」という。）の写しとする。

(2) 対象者の戸籍の謄本及び対象者の属する世帯の全員の住民票の写しは、対象者と申請者との続柄、扶養関係及び法定代理人の有無が確認できる戸籍の謄本又は抄本並びに住民票の写しとする。

(3) 事故後１８ヶ月以上経過し障害症状が固定した状態での対象者の後遺障害に関する医師の診断書及び規程第２条第１項第２号に規定する要件への該当性についての医師の診断書は、重度後遺障害診断書「脳損傷者用」（様式第１号）、重度後遺障害診断書「脊髄損傷者用」（様式第１号の２）又は重度後遺障害診断書「脳損傷者用（高次脳機能障害用）」（様式第１号の３）を使用して医師が診断し、証明したものとする。

(4) 対象者に係る自動車事故を証する書類は、自動車安全運転センターの交通事故証明書又は後遺障害等級認定通知書若しくはてん補額の決定通知書とし、これらの書類の提出が困難な場合にあっては、市町村等の公的機関の発行する証明書等によることができるものとする。市町村等の公的機関の発行する証明書等は以下のとおりとする。ただし、その記載内容で「自動車事故」にあったことが確認できない場合は、事故時の診断書、新聞記事（日刊紙の記事に限る。）等で、事故日、被害者名が一致し、被害者が自動車事故にあったことが客観的に推測できる書類を補完書類として併せて自動車事故を証明する書類とする。

イ　消防署が発行する救急車の出動証明や搬送記録証明等により「自動車事故」にあったことが明記されたもの

ロ　裁判所に提出された「実況見分調書（警察が作成した調書）」で「自動車事故」にあったことが明記されたもの

ハ　裁判記録により「自動車事故」であることが認められたもの

ニ　市町村等が発行した「自動車事故」にあったことの証明書

ホ　福祉事務所が発行した身障者手帳交付証明書などにより原因が「自動車事故」であることが明記されたもの

(5) 規程第９条に規定する年間所得額を証する書類は、同条に規定する受給資格者等に係る税務署長又は市町村長の発行する前年（１月から５月までの間の申請にあっては、前々年）の所得金額が記載された納税証明書とする。

(6) その他特に必要と認める書類として、次の書類を添付するものとする。

イ　申請者が対象者以外である場合には、介護料の認定申請、請求及び受領に係る念書（様式第２号）

ロ　対象者が機構法第１３条第４号、機構省令第３１条第１項及び業務方法書第９条並びに規程第２条第３項の規定による受給資格の喪失要件に該当していないことの誓約書（様式第２号の２）

ハ　対象者の年齢が６５歳以上である場合には、業務方法書第９条第３項第３号に規定する介護給付及び予防給付を受けていないことを示す介護保険被保険者証（全面）の写し

ニ　申請者が第３号に規定する重度後遺障害診断書「脳損傷者用（高次脳機能障害用）」を提出する場合には、頭部外傷後の意識障害についての所見（様式第１号の４）及び日常生活状況について（様式第１号の５）

（受給資格の審査等）

第３条　規程第５条及び第８条第３項に規定する医師の判断を求める必要があると認めるときとは、障害の状況から支給種別の認定が困難な場合をいう。

２　規程第５条の規定により理事長が聴く重度後遺障害認定審査委員会の委員の意見は、前条第３号の規定により医師が診断し、証明した重度後遺障害診断書を基に、重度後遺障害認定審査意見書（様式第１号の６）によるものとする。

３　前条第３号及び前項の規定は、規程第８条の規定により理事長に提出される医師の診断書及び当該診断書を基に理事長が聴く重度後遺障害者認定審査委員会の委員の意見並びに規程第１２条の規定により受給資格者が受ける地方委員の診断に準用するものとする。

（所得状況届）

第４条　規程第９条第３項に規定する年間所得額の理事長への届出は、所得状況届（様式第３号）に第２条第５号の書類を添付して行うものとする。

（介護料（支給停止・支給停止解除）通知書）

第５条　規程第１０条に規定する介護料の支給停止及び支給停止解除の通知は、介護料（支給停止・支給停止解除）通知書（様式第４号）により行うものとする。

（異動届）

第６条　規程第１１条に規定する届出は、同条第１号に該当するときは受給資格喪失届（様式第５号）、同条第２号に該当するときは死亡届（様式第６号）、同条第３号に該当するときは申請者等変更届（様式第７号）、同条第４号に該当するときは主たる生計維持者変更届（様式第８号）、同条第５号に該当するときは振込口座変更届（様式第９号）により、それぞれ行うものとする。

（受給資格の確認）

第７条　申請者は、規程第１２条に規定する受給資格の有無の確認等に必要な書類として、受給資格者に係る第２条第６号ロに規定する誓約書に準じた誓約書及び同意書

（様式第２号の３）、受給資格者及び申請者の住民票の写しを、毎年６月１５日から７月１５日までの間に、理事長に提出しなければならない。

また、受給資格者の年齢が６５歳以上である場合には同号ハに規定する介護保険被保険者証の写しを規程第１７条に規定する各支給期月の７日までに、理事長に提出しなければならない。

２　申請者は、前項の規定のほか、受給資格の有無に関して疑義がある場合には、労働基準監督署の長、地方公共団体の長その他関係者に対し必要な事項を照会することに同意した書面を、その求めに応じて、理事長に提出しなければならない。

３　規程第１２条の規定により調査を行う職員は、独立行政法人自動車事故対策機構の役員及び職員の身分証明書の交付等に関する達（平成１５年理事長達第１９号）第３条及び同第４条の規定に基づき、身分を証明するための身分証明書を携行し、関係者の請求があったときは、これを提示するものとする。

（介護用品の購入及び修理に要する費用）

第８条　規程第１５条第１号ヘに規定する介護用品の購入及び修理に要する費用は、別表のとおりとする。

２　申請者は、前項の費用のうち、規程第１４条第１号から第３号までに示す給付上限額月額を超える費用を、分割払い等により支出し請求する可能性がある場合には、規程第１７条第２項の規定に基づく予算の枠内での介護料の支給を受けるため、計画的な請求について、あらかじめ管轄支所又は主管支所への相談を行うものとする。

３　主管支所長は、規程第１７条第２項の規定に基づき介護料を支給するため必要があると認める場合には、前項による相談等を通じ、請求の対象となる費用の必要性、緊急性等を勘案の上、介護料の計画的な請求を申請者に求めることができるものとする。

（介護料請求書及び介護に要した費用の証明書等）

第９条　規程第１７条第１項に規定する介護料の請求は、介護料請求書（様式第１０号）により行うものとする。

２　規程第１７条第１項に規定する介護に要した費用の額を証する書類として前項の介護料請求書に添付する書類は、規程第１５条に規定する介護に要した費用の額の項目に応じ、次のとおりとする。

(1) 訪問看護等在宅介護サービスを利用した場合は、訪問看護等費用領収証明願（様式第１１号）

(2) 介護用品の購入等を行った場合は、介護用品購入等費用に係る自認書（様式第１１号の２）又は介護用品（消耗品）購入費用に係る自認書及び附票（様式第１１号の３）

(3) 短期入院・入所における受給資格者の移送費に係る費用については、短期入院・入所の移送費に係る自認書（様式第１２号）

(4) 短期入院・入所により室料差額及び食事負担金が発生した場合は、短期入院・入所

に係る室料差額負担金及び食事負担金領収証明願（様式第１２号の２）

(5) 短期入院・入所における受給資格者のヘルパー等利用に係る費用については、短期入院・入所に係るヘルパー等費用領収証明願（様式第１２号の３）

３　前項第２号の介護用品購入等費用に係る自認書には、その支払方法に応じ、次の各号の書類を添付するものとする。

(1) 一括払いの場合。

イ　金融機関が発行する支払の事実が記載された書面（振込金受取書等）又は販売店の領収書

ロ　購入品の内容を示す書類（カタログ等）

ハ　購入金額の内訳を示す書類

(2) 分割払い（リース等を含む）の場合。

イ　金融機関が発行する支払の事実が記載された書面（振込金受取書等）又は販売店の領収書

ロ　購入品の内容を示す書類（カタログ等）

ハ　割賦回数等の購入条件を定めた契約書の写し

ニ　購入金額の内訳を示す書類

４　第２項第２号の介護用品（消耗品）購入費用に係る自認書及び附票には、附票に記載された紙オムツ、尿取りパッド、導尿カテーテル、バルーンカテーテル、痰吸引用カテーテル、コンドーム型カテーテル、レッグバッグ、ウロバッグ、滅菌ガーゼ、手袋（使捨て用）、褥瘡用ドレッシング剤、消毒液・除菌液、手指消毒・除菌剤、消毒・除菌用ウェットティッシュ、消毒・除菌ハンドソープ及び医療用マスク（不織布マスク）の別に金額が記載された販売店の領収書を添付するものとする。

５　第２項第３号の自認書並びに同第４号及び第５号の証明願には、当該短期入院・入所に係る病院又は施設の領収書を添付するものとする。

（介護料支給額決定通知書）

第１０条　規程第１７条第３項に規定する通知は、介護料支給額決定通知書（様式第１３号又は様式第１３号の２）により行うものとする。

（関係書類の審査及び進達）

第１１条　規程第１９条第１項の規定により主管支所長が審査を行う所定の事項及び調査並びに理事長への進達に係る手続きは、それぞれの関係書類について、次のとおりとする。

(1) 規程第４条に規定する介護料受給資格の申請に係る書類については、同条第１項の要件に適合していることを確認するとともに、対象者等に対する面談又は電話聴取により同条第４項の調査を行い、対象者調査票（様式第１４号）を作成の上、当該申請に係る書類及び次号に規定する地方委員の意見とともに、介護料受給資格認定申請書等関係書類進達書（様式第１５号。以下「申請書類等進達書」という。）に添えて進

達すること。

(2) 前号の場合において、規程第５条の規定に基づき理事長が聴く地方委員の意見については、審査依頼状（様式第１６号）に第３条第２項の規定による重度後遺障害診断書及び重度後遺障害認定審査意見書を添付して地方委員に提出し、審査意見を受けること。

(3) 規程第８条に規定する再審査に係る書類については、第３条第３項による準用を踏まえ、前号に準じて規程第８条第３項による地方委員の審査意見を受け、申請書類等進達書に添えて進達すること。

(4) 規程第９条第３項に規定する年間所得額の届出に係る書類については、同条第１項及び第２項の要件に適合していることを確認の上、申請書類等進達書に添えて進達すること。

(5) 規程第１１条に規定する届出に関する書類については、記載内容に不備がないか確認の上、申請書類等進達書に添えて進達すること。

(6) 規程第１２条に規定する受給資格の確認に係る書類については、同条及び第７条第１項の要件に適合していることを確認の上、申請書類等進達書に添えて進達すること。

(7) 規程第１７条第１項に規定する介護料の請求に係る書類については、同項及び第９条の要件に適合していることを確認するとともに、規程第１４条及び同第１５条並びに第８条の規定に基づき請求額を確認の上、介護料請求書等関係書類進達書（様式第１５号の２）に添えて進達すること。

２　主管支所長は、前項の審査、調査及び進達に係る手続きの実施において必要と認められる場合には、規程第１９条第２項の規定に基づく管轄支所との連携並びに本部関係部門への報告及び協議に留意の上、対象者等又は受給資格者等に対し、事実関係の確認、必要書類の提出、作成文書の補整等を求めるものとする。

（標準処理期間）

第１１条の２　前条第１項第１号の介護料受給資格の申請に係る受付から認定までの標準的な処理期間は、次の通りとする。

(1) 重度後遺障害認定審査を必要としない申請事案　３０日

(2) 重度後遺障害認定審査を必要とする申請事案　　７０日

２　前項の処理期間には、申請書類に不備があったことを理由として対象者等に補正を命じた場合における対象者が補正に要する期間は含まないものとする。

（介護料支給差止等の通知）

第１２条　規程第２１条第２項に規定する通知は、同条第１項に規定する介護料支給の一時差し止め又は支給の打ち切りに係るものについては介護料支給差止等通知書（様式第１７号）により、同じく介護料の返還に係るものについては介護料返還請求通知書（様式第１８号）により、行うものとする。

（帳簿）

第１３条　介護料支給事務に係る帳簿は、次のとおりとする。

⑴ 受付簿（様式第１９号及び第２０号）

⑵ 介護料支給台帳（様式第２１号）

（介護料システムを使用して行う申請の入力事項等）

第１４条　規程第２２条に規定する介護料システムを使用して行う届出及び請求は、第６条に規定する様式第９号又は第９条に規定する様式第１０号に記載すべき事項を入力して行わなければならない。

（在宅介護相談の実施）

第１５条　規程第２３条第１項に規定する相談対応を推進するため、主管支所長は、在宅介護相談窓口を設け、必要な専門知識を有する在宅介護相談員を配置するものとする。

２　在宅介護相談員は、受給資格者等の在宅介護に関する相談に対応するとともに、在宅介護相談結果表（様式第２２号）を作成し、管轄支所及び本部関係部門と共有するものとする。

３　主管支所長は、在宅介護相談結果表を確認し、管轄支所と連携して必要な対応を図るとともに、対応について個別に本部関係部門との協議を要すると判断される在宅介護相談結果は、速やかに報告するものとする。

（訪問支援の実施）

第１６条　規程第２３条に規定する訪問支援は、主管支所長及び支所長が、職員に管内に在宅する受給資格者等を訪問させ、相談等に対応するとともに、情報を提供することにより実施するものとする。

２　主管支所長及び支所長は、管内に居住する受給資格者に係る訪問（相談）支援台帳（様式第２３号。以下「台帳」という。）を作成の上、適正に保管管理するものとする。

３　訪問支援を行う職員は、受給者等のニーズを把握し、訪問支援結果表（様式第２４号。以下「結果表」という。）を作成して主管支所長又は支所長に報告するとともに、被害者支援専門員、在宅介護相談員等との連携により、必要な情報の提供に努めるものとする。

４　主管支所長及び支所長は、結果表を確認の上、相互に連携して必要な対応を図るとともに、本部関係部門との協議を要する場合には速やかに報告するものとする。

（地方公共団体等との連携強化及び情報提供の充実）

第１６条の２　規程第２３条に規定する訪問支援等の充実のため、機構本部で別に定める優先順位及び手法等に従い、受給資格者が居住する地方公共団体及び障害者福祉関係団体との連携を図り、受給資格者等のニーズに応じた相談先の紹介等の相談支援機能の強化を図るほか、情報提供の充実に取り組むものとする。

（交流会の開催）

第１７条　規程第２３条に規定する訪問支援等の推進の一環として、主管支所長及び支所長は、受給資格者等相互の交流と必要な情報の提供を目的とする、交流会を実施するも

のとする。

２　主管支所長及び支所長は、療護施設、短期入院協力病院その他の医療機関、短期入所協力施設その他の福祉施設、県、市町村等関係機関、関係団体等との連携により、受給資格者等のニーズに対応した交流会の開催に努めるものとする。

（機関誌の発行）

第１８条　受給資格者等への情報提供及び相談対応並びに相互交流の場の提供に資することを目的として、機関誌「ほほえみ」を四半期ごとに発行するものとする。

２　被害者援護部に編集委員会を設け、各支所による訪問支援等の取組を通じて把握した受給者等のニーズに対応し、療護施設その他関係機関、団体等との連携による知見を生かした構成及び内容とする、編集を行うものとする。

（被害者支援専門員の要件）

第１９条　規程第２４条の規定による被害者支援専門員（以下「コーディネーター」という。）は、次の各号に定めるものとし、そのコーディネーターごとに付す要件をいずれも満たす職員とする。

⑴ 第Ⅰ種コーディネーター

イ　介護職員初任者研修を修了している者

ロ　機構本部で別に定める研修を修了している者

⑵ 第Ⅱ種コーディネーター

イ　前号に定める要件を満たしている者

ロ　機構本部で別に定める研修を修了している者

２　規程第２４条第２項の規定により理事長に指名されるコーディネーターの候補者は、主管支所長が、前項第２号の職員の中から被害者援護業務に係る十分な知識及び実務経験を有する者を理事長に推薦するものとする。

（介護相談ゼネラルアドバイザー）

第２０条　被害者援護部に、必要な専門知識及び実務経験を有する、介護相談ゼネラルアドバイザー（以下「ゼネラルアドバイザー」という。）を置く。

２　ゼネラルアドバイザーは、第１４条及び第１５条の規定により報告された在宅介護相談及び訪問支援の結果を確認し、対応について必要な検討を行い、適宜の助言を実施するとともに、ホームページ、ほほえみ等を活用した情報の提供並びにメールによる相談への対応に当たるものとする。

（雑則）

第２１条　この達の実施について必要な事項は、別に定める。

附　則

この達は、平成１５年１０月１日から施行する。

附　則（平成１８年理事長達（援護）第１５号）

この達は、平成１８年１０月１日から施行する。

附　則（平成１９年理事長達（援護）第８号）

この達は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年機構規程（総務）第５号）

この達は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年理事長達（援護）第２３号）

この達は、平成２２年１２月２２日から施行する。

附　則（平成２６年理事長達（援護）第１号）

第１条　この達は、平成２６年４月１日から施行する。

２　「独立行政法人自動車事故対策機構の被害者支援専門員に関する達」（平成２３年３月３０日理事長達第５号）は、この達の施行をもって廃止する。

第２条　施行後当分の間、規程及びこの達の規定に基づく申請、届出、提出、請求等において施行前の様式が用いられた場合には、規程及びこの達の規定に基づき、当該様式の内容を確認の上、受理することができるものとする。

附　則（平成２７年理事長達（援護）第２９号）

この達は、平成２７年２月１７日から施行する。ただし、第８条第１項に規定する別表並びに第９条第４項の規定は、平成２７年６月１日以降に支出した当該費用を対象として、適用するものとする。

附　則（平成２７年理事長達（援護）第１１号）

この達は、平成２７年３月３１日から施行する。ただし、第９条第２項第５号の規定は、平成２７年６月１日以降に支出した当該費用を対象として、適用するものとする。

附　則（平成２７年理事長達（援護）第２０号）

この達は、平成２７年８月６日から施行する。

附　則（平成２８年理事長達（援護）第１０号）

この達は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成３１年理事長達（援護）第１２号）

この達は、平成３１年２月２２日から施行する。

附　則（令和元年理事長達（援護）第３７号）
この達は、令和元年７月１日から施行する。

附　則（令和２年理事長達（援護）第９号）
この達は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年理事長達（援護）第２号）
この達は、令和２年度第３次補正予算成立日から施行する。

附　則（令和３年理事長達（援護）第４５号）
この達は、令和３年５月２７日から施行する。

附　則（令和４年理事長達（援護）第２号）
この達は、令和４年３月１日から施行する。

附　則（令和４年理事長達（援護）第５号）
この達は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和４年理事長達（援護）第１１号）
この達は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年理事長達（援護）第２号）
この達は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和６年理事長達（援護）第３１号）
この達は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和６年理事長達（援護）第３５号）
この達は、令和６年４月１６日から施行する。

附　則（令和８年理事長達（援護）第１７号）
この達は、令和８年４月１日から施行する。

第８条関係　別表

品　　目	対象となる費用
介護用ベッド	本体、サイドレール又はサイドサポート、マットレス、介助バー及び付属テーブルの購入並びに修理（交換）に要する費用。
介護用いす	自走式標準型車いす、普通型電動車いす及び介助用標準型車いす（浴用いすその他の特殊型いすを含み、競技用車いすを除く）及び固定ベルト、バックサポート、サイドガード等補助具の購入並びに修理（交換）に要する費用。
褥そう予防用具	水、エア、ゲル、シリコン、ウレタン等からなるマット類及びクッション類並びにカバー及びシーツであって、体圧を分散し圧迫部位への圧力を減ずることを目的とするものの購入並びに修理（交換）に要する費用。
吸引器等	吸引器（痰吸引器を含む）及び吸入器（ネプライザー）の購入並びに修理（交換）に要する費用。
特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので要介護者又は介護者が容易に使用し得るものの購入並びに修理（交換）に要する費用。
パルスオキシメーター	動脈血酸素飽和度（Sp02）及び脈拍数を測定するための機器の購入並びに修理（交換）に要する費用。
非接触体温計	介護における感染症予防対策等のための赤外線（電磁波）により測定する非接触の体温計の購入に要する費用。
移動用リフト	本体及びつり具。床走行式、固定式若しくは据置式で、身体をつり上げ又は体重を支える構造により、自力での移動が困難な者の寝台と車椅子との間等の移動を補助する機能を有するものの、購入並びに修理（交換）に要する費用。ただし、取付けに工事を伴うものの購入及び工事に要する費用を除く。
スロープ	段差解消のためのものの購入並びに修理（交換）に要する費用。ただし、取付けに工事を伴うものの購入及び工事に要する費用を除く。
スライディングボード	ベッド及び車いすの相互移乗のためのものの購入並びに修理（交換）に要する費用。
スライディングシート	ベッド上での体位変換及び車いすとの相互移乗のためのものの購入並びに修理（交換）に要する費用。
消耗品	紙オムツ、尿とりパッド、導尿カテーテル、バルーンカテーテル、痰吸引用カテーテル、コンドーム型カテーテル、レッグバッグ、ウロバッグ、滅菌ガーゼ、手袋（使い捨て用）及び褥瘡用ドレッシング剤の購入に要する費用。 介護における感染症予防対策等のための消毒液・除菌液、手指消毒・除菌剤、消毒・除菌用ウェットティッシュ、消毒・除菌ハンドソープ及び医療用マスク（不織布マスク）の購入に要する費用。